

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害の被災世帯学生の授業料減免について

駒澤大学

今般の令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。すでに 10 月 4 日付で経済的支援のご案内文書をお送りしておりますが、この度、本災害が激甚災害に指定されました。従来、本学は、激甚災害により被災し、経済上修学が著しく困難になった学生に対して、授業料減免制度を準備しておりますので、ここに令和元年度を適用年度とする授業料減免のご案内をいたします。下記の 1 と 2 の両方に該当する方は、ぜひ授業料減免の申請手続きをしていただきたく存じます。

なお、減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないこともあります。また、授業料減免と経済的支援との重複申請はできませんので、ご注意ください。

記

1. 対象となる被災地域

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害にかかる災害救助法適用市町村

【佐賀県】 10 市 10 町

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

2. 対象者

学生の保証人である家計支持者が、上記 1 の被災地域に居住し、次のいずれかの理由により家計収入が途絶えた場合、もしくは家計支持者の収入が著しく減少し家計維持が困難となった場合。

- (1) 家計支持者が死亡した、または行方不明となった場合
- (2) 家計支持者が重傷を負った場合
- (3) 家計支持者が自営業等の場合で店舗の損傷あるいは田畑の荒廃等により稼働不能となった場合
- (4) 家計支持者が国の避難指示等によりやむを得ず居住地を長期間離れなければならなくなった場合

3. 受付場所

学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）

4. 提出書類

- (1) 申請書……学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）にて配付
- (2) 当該自治体等が発行した「罹災証明書」（写し可）
- (3) 家計支持者の収入が途絶えたこと、減少したことを証明できる次のいずれかの書類（写し可）
 - ・家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」または「死体検案書」
 - ・家計支持者が行方不明となったことを証明できる書類
 - ・家計支持者が重傷を負った場合は「診断書」
 - ・その他、収入が途絶えた、あるいは著しく減少したことを証明できる書類

5. 申請期限

令和 2 年 1 月 31 日（金）

◇問い合わせ先

学生部厚生課厚生 1 係（学生部②番窓口）

電話 （03）3418-9873

事務取扱時間 月～金曜日 9：00～17：00